

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 5 年 3 月 24 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報第 4 号 委員長報告
- 日程第 4 議第 17 号 財産の譲与について
- 日程第 5 議第 18 号 財産の譲与について
- 日程第 6 議第 19 号 財産の譲与について
- 日程第 7 議第 20 号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議第 21 号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議第 22 号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議第 23 号 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 24 号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 25 号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 26 号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 27 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 28 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 29 号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について
- 日程第 17 議第 30 号 下呂市個人情報保護審査会条例について
- 日程第 18 議第 31 号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議第 32 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 20 議第 33 号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議第 34 号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議第 35 号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議第 36 号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議第 37 号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議第 38 号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議第 39 号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第42号 下呂市ふれあい広場条例について
- 日程第30 議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第32 議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第33 報第5号 委員長報告
- 日程第34 議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算
- 日程第35 議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第36 議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第38 議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第39 議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第40 議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第41 議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第42 議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第43 議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算
- 日程第44 議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第45 議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第46 同第2号 下呂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第47 議第58号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第48 委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例について
- 日程第50 議員派遣について
- 日程第51 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14名）

議長	今井政良	1番	鷲見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	10番	伊藤巖悟
11番	一木良一	12番	吾郷孝枝

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内 登	副市長	田口 広宣
教育長	細田 芳充	会計管理者	中谷 三男
総務部長	今瀬 成行	まちづくり 推進部長	田谷 諭志
地域振興部長	小池 雅之	教育委員会 事務局長	田代 浩弐
環境水道部長	田口 昇	農林部長	都竹 卓
農林部理事	小木曾 謙治	建設部長	野村 直己
金山病院 事務局長	加藤 和男	市民保健部長	森本 千恵
福祉部長	野村 穰	観光商工部長	河合 正博
消防長	遠藤 英幸	環境水道部次長	今村 正直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井 満	書記	熊崎 賀代子
--------	------	----	--------

◎開議の宣告

○議長（今井政良君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政良君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番 田中副武君、10番 伊藤厳悟君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（今井政良君）

日程第2、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎報第4号について

○議長（今井政良君）

日程第3、報第4号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、議第17号 財産の譲与について、日程第5、議第18号 財産の譲与について、日程第6、議第19号 財産の譲与について、日程第7、議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、日程第8、議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第9、議第22号 下呂市飛驒小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第10、議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について、

日程第17、議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、日程第18、議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、日程第19、議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第20、議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第42号 下呂市ふれあい広場条例について、日程第30、議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、日程第31、議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第32、議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について、以上29件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 森哲士君。

○総務教育民生常任委員長（森 哲士君）

委員長報告を申し上げます。

令和5年3月13日9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長、関係部課長の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和5年第2回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第17号 財産の譲与についてから議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定についてまでの5議案及び議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてまでの19議案、並びに議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について合わせて25議案について審査いたしました。

審査の結果、議第29号及び議第30号は賛成多数で、その他の議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の内容の一部を紹介させていただきます。

議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりスポーツ人口が減少し、コロナ禍以前の施設利用状況に戻るには、もうしばらく時間を要することから、下呂市と指定管理者が一体となって施設の利用促進、さらには経費削減と収入増加を図る取組を強化し、施設の継続的な運営を目指していき

たいとの考えが述べられました。

委員からは、子供たちが利用する学校施設に準ずる施設におけるトイレのウォシュレット化の状況について質問があり、スポーツ施設等、公共施設のウォシュレット化について、計画的に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症対策の経済的支援がなくなった今、さらに昨今の急激な物価高騰による家計への影響を考慮し、被保険者1人当たりの税額を前年度より年平均1,500円程度減額とする改正を行うとの説明がされました。

また、議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例については、現在の登録文化財は国の指定である建築物のみであるが、登録無形文化財としての登録の可能性が出てきたことから、今回の条例改正を行うものであるとの説明がされました。

委員からは、登録の方法について質問があり、担当課からは、条例改正後に内容を協議しながら登録方法等について細かく決めていくとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告といたします。

○議長（今井政良君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○産業経済常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和5年3月14日午前9時30分から、下呂庁舎第1会議室において、委員全員と市長、副市長、担当職員の出席をいただき、産業経済常任委員会を開催し、令和5年第2回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、議第42号 下呂市ふれあい広場条例について、議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について及び議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出についての4議案について審査いたしました。

議第42号 下呂市ふれあい広場条例については、かねてより整備が進められてきました（仮称）イベント広場がこのほど完成し、名称をふれあい広場として今回条例を制定し、施設の目的等を定めるものでございます。

市民と観光客との憩いの場を提供し、市民相互、または市民と観光客との交流を促進するとともに、地域産業の振興に資するために設置されたものであり、今後、その目的達成に向けた施設運営に努めていただきたいと思います。

そのほか、担当課から詳細な説明がなされ、審査の結果、4議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、産業経済常任委員会の報告といたします。

◎議第17号から議第45号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本29件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島です。

議第29号 下呂市個人情報の保護に関する法律施行条例について、議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、反対討論します。

今回の条例改正は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が課題とされる中、個人情報保護条例の規定、運用の相違がデータ流通の支障となり得るなどのことから、個人情報保護法が大幅改正されたと市が説明するように、自治体が持っている多くの個人情報をデータ流通させることが一番の目的です。国のルールに沿った制度運用を強めて、自治体独自の運用の余地を狭めているのです。

今回の条例では、現在の条例が定める第6条、個人情報の収集制限、第7条、その利用と提供の制限の規定がありません。これで個人情報はしっかりと保護されるでしょうか。強い不安を抱かなくてはなりません。

市が持つ市民の個人情報を確実に保護し、漏えいや悪用されないことが絶対に必要です。改定された個人情報保護法は、国や自治体が持っている個人情報を企業に開放するため、自治体が保有する教育、健康診断、介護サービス、子育て支援という住民サービスに直結する情報を匿名加工情報制度、これによってオープンデータ化すると定めています。

しかし、市は匿名加工について、国から十分な指示がないという状況であると答えました。そんな段階でこのデータ流通を目的とする条例を定めてはいけません。

政府は、デジタル庁を整備し、統括管理する全国的なガバメントクラウド、これをさらに巨大化したシステムにしようとしています。さらに、政府のマイナポータルを入り口に、個人情報を幅広く集積しようとしています。集積した情報は攻撃されやすく、一度漏れた情報はもう取り返しがつきません。

プライバシー権は憲法が保障する基本的人権であるのに、日本では個人が自分の情報が不当に使われないよう関与する権利、その情報をコントロールできる権利、自己決定権などが法律に規定されていないんです。市が持つ市民の個人情報を確実に保護し、漏えいや悪用されないことが

絶対に必要なのです。

情報漏えいについての市民の不安にしっかりと対応できない条例であると考え、このことを強く主張して反対討論といたします。

○議長（今井政良君）

次に、本29件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本29件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第17号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第17号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第18号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第19号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第19号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第20号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター等の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第21号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第22号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第23号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市個人情報保護に関する法律施行条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市個人情報保護審査会条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市税条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市金山温泉スタンド条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 下呂市道の温泉駅かれん条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 下呂市ふれあい広場条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第44号 令和5年度下呂市水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 令和5年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第5号について

○議長（今井政良君）

日程第33、報第5号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第34、議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算、日程第

35、議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第36、議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第37、議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第38、議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第39、議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第40、議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第41、議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第42、議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算、日程第43、議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算、日程第44、議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第45、議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田中副武君。

○予算特別委員長（田中副武君）

委員長報告を申し上げます。

令和5年2月24日に開催された第2回下呂市議会定例会初日において審査を付託されました議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算及び議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算から議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算までの7特別会計予算と4公営企業会計予算について、3月15日から17日及び20日の4日間にわたり、庁舎第1会議室において、委員全員と市長をはじめ執行部担当者の出席をいただき、予算特別委員会を開催し、審査しました。

審査結果は、議第46号、議第48号、議第50号、議第55号は賛成多数で、あとは全会一致となり、全て可決すべきものと決しました。

一般会計予算、特別会計予算、公営企業会計予算を含めた総額で、前年度対比7億655万円減の380億6,059万6,000円となっています。

一般会計だけで見ると、合併以降5番目の予算規模となっており、主な減額の要因は、公共施設の電気、燃料費高騰などの増額はあるものの、災害復旧事業の完了による減額、萩原小学校長寿命化改良事業や消防指令システム整備事業などの大型建設整備事業の完了などがあります。

審査内容の一部を紹介させていただきますと、市税の増額見込みについて、人口減少が予測される中でその根拠はとの質問に対し、給与所得者は100名以上減少しているにもかかわらず、最低賃金の引上げや雇用の回復基調が影響し、所得が5億円以上増加し、これを根拠に予算計上したとの答弁がございました。

ほかに、市立金山病院の経営改革が求められている中で、県立下呂温泉病院との連携についての質問に、岐阜県と下呂市、そして県立下呂温泉病院と市立金山病院の4者協議の場が立ち上がったことで、それぞれの役割分担を明確にし、市民が有効に活用できるように連携を図っていきたいとの答弁がありました。

活発な質疑があったことと、予算書、予算の説明書のほか、新たに予算説明資料も提示してい

ただき、スムーズな進行となったことに感謝申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

◎議第46号から議第57号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島新吾です。

まず議第46号、来年度の一般会計予算について反対討論します。

228億円、前年度比で8億円減の規模です。この予算について、3点について問題を指摘します。

まず第1に、電気代、食料品、油等の高騰、原材料の供給不安、市民の暮らしと事業者や農家の経営、なりわいで、本当に大変大きな打撃になっています。その大変な状況に直接的に対応するための予算が少な過ぎます。

その中でも、より優しく温かな応援が必要な、声を上げることも大変な方々への支援をもっとしっかり対応するべきではないですか。

第2に、施政方針は、重要課題を人口減少対策とされています。予算では、高校生までの医療費無償化、放課後児童クラブの料金引下げ、飛騨川公園の整備や萩原子育て支援施設の建設など、市民の願いに応えた施策が進められることは大変よいことです。でも、今、若い世代と市民を励ます、将来を見据えたもっと本気な子育て支援の施策が求められているのではないのでしょうか。

私たち共産党議員団は、小学校やこども園の給食費の負担、3歳未満児の保育料軽減などを繰り返し求めてきましたが、その実現の方向も示されませんでした。

また、施政方針は、まちづくりを重要課題としており、予算で地元から要望されている市道や排水路の改修修繕を早期に実現するための仕組みと予算の増額は大きな前進です。こうした身近な問題での事業だけでなく、地元の課題の解決のためには、市は主体となる住民と話し合い、一緒になって進めることが求められています。それが、本当に役立つ事業につながる道です。

第3に、施政方針は、国や県の施策と基本的に同じ方向の内容です。それは、持続可能な開発目標SDGs、脱炭素社会の実現を具体的課題とするGX、グリーントランスフォーメーション

がキーワードであるとしています。この2点において、環境破壊を抑制し、経済活動優先ではなく、持続可能な社会を全ての関わりの中で作り出そうというこの方向、この事業は本当に大事で、切実な課題です。この課題には、市の特性や歴史などをしっかりと把握し、市民と一緒に知恵を出し合う、そういう取組を進めることが何よりも必要です。

そして、もう一つのデジタル社会の実現に対応するDX、デジタルトランスフォーメーションについては、AIは、人工知能は情報処理の高度な技術であり道具です。国が強力に推進するからと、無批判にデジタル化導入を進めていいのか、効率と経済性優先のやり方で、本当に市民の暮らしを豊かにするものなのか。これが強く問われていると考えています。とりわけ個人情報はじめ、データを経済活動のために広く利活用させようとするのは、私たち一人一人のプライバシーが保護されないことにつながる大きな危険性があります。

キーワードとされた3点が、経済活動優先で強力に進めようとしている国の政策と同一では、下呂市の自治、自律的な発展と持続性が守られるのか、強く心配されます。

以上の3つの課題を指摘し、この予算に反対します。

こちらから市民のほうに出向いていくのが基本と述べられておられる市長、その現場主義を職員と共にしっかりと進めることを第一の姿勢にすることを強く求めて、一般会計の討論とします。

次に、議第48号、後期高齢者医療特別会計予算について、昨年10月に医療の窓口負担を2倍化し、さらに保険料の引上げが国で議論されています。

年金に頼って生活をする高齢者のその年金から保険料は天引きされているんです。この保険制度の加入者は、今後数年間は増え続けます。そしてこの制度は、年齢によって高齢者を差別する医療制度です。高齢者の負担を拡大する方向では、安心して医療にかかることができなくなり、不安を大きくするばかりです。そのことから、賛成することはできません。

次に、議第50号、介護保険特別会計（保険事業勘定）予算ですが、介護を必要とする人が増え続けているにもかかわらず、介護に関わる人材不足は本当に深刻です。そうしたことが理由となって、介護サービスを必要とする人に十分に提供できていないのが現状です。市内の介護施設不足から、近隣の自治体の施設に入所する人も出てきています。通所や訪問介護サービスの利用の控えて、適切な介護サービスが行き届いていないことなど、保険料を払っても介護サービスがきちんと受けられないという状況になり、家族介護にしわ寄せがいつています。

一方国は、地域支援事業の推進を強く言っています。しかし、市が相談活動や現場の把握を十分にできていない状況で、本当に介護予防と重度化防止が進むのでしょうか。新年度予算の中に、施設で働く人の処遇改善、職場環境改善などについて、担当部署の工夫された事業が盛り込まれていますが、まだまだ市民のニーズに答え切れません。

市としてもっと積極的な提案を予算化する必要があるのではないのでしょうか。高齢化が進み、介護サービスの充実が求められているとき、将来の介護問題を打開する方向が不十分であることから、この予算に賛成することはできません。

最後に、議第55号、下水道事業会計予算です。

岐環協との事業委託の在り方と、これからの事業の体制について見直しが求められている、その立場から賛成はできません。

最後に、下呂市が持続可能なまちであるため、市長を先頭に、国や県に市の現状をしっかりと伝え、言うべきことをはっきり言うことを強く求めて、反対討論といたします。

○議長（今井政良君）

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

5番 田中喜登君。

○5番（田中喜登君）

5番 田中です。

令和5年度一般会計予算案に対し、賛成の立場で発言します。

令和5年度の一般会計予算は228億9,000万円で、合併後5番目の予算規模となっております。

予算状況の判断基準となる財政力指数、あるいは公債費負担比率を算出してみても、それぞれ0.34、15.7と過年度並みの数値となっており、相変わらず厳しい財政状況が続いていることが分かります。この厳しい状況の中で上程された予算案は、現在下呂市が直面する課題、すなわち人口減少問題、地域づくり、まちづくりといった課題解決に向けた様々な政策が盛り込まれたものとなっています。そればかりでなく、市民生活のあらゆる側面、例えば健康福祉であったり、子育てや介護支援等も漏れることなくサポートされております。

また、国が推し進めるデジタルトランスフォーメーション、脱炭素に取り組む事業に関しても、乗り遅れることなくしっかりと計画がされております。

さらに言えば、就任以来現在まで、コロナ感染症や災害の対策に追われ、自分のカラーを出すことができなかつた山内市政が、それらが一段落してきた今、初めてその思いを詰め込み、反映させた予算となったのではないのでしょうか。

例えば医療費助成の18歳までの拡充、飛騨川公園をはじめとする公園整備事業、なかなか進まない道路、河川の小規模補修事業の迅速化を図るための予算の拡充と発注形態の見直し、力を注ぐと言われた森林関連では、森林環境譲与税が足らなくなるほどの多種多様な林務課の事業、また、下呂駅周辺の将来像を決めていく最初の第一歩である基本測量費も盛り込まれるなど、数え出したら切りがありません。

このように、まさに山内市長の意気込みを感じる予算案であり、これを基にこの1年強力なリーダーシップを発揮していただき、下呂市を輝かしい未来へ引っ張って行っていただきたいと心から願うわけであります。

ただ、ここで個人的に少し寂しさを感じる部分もあります。それは、地域振興部の予算であります。例年どおり、地域振興費として各振興事務所に割り振られております。しかしながら、その内容を確認してみますと、各地域の毎年の催物を行うためのものであり、新しいことにチャレンジをし、つくり出していこうとするものではありません。

あえて少し厳しい言い方をすれば、名前こそ地域振興費となっていますが、今となっては各地域の固定経費的な予算という気がします。

私は一般質問でも申しましたように、地域振興部というところは、地域が活性化し、元気になるような施策を計画するところだと思っております。

先般は、現在新しい地域の仕組みづくりに取り組んでいるところだという答弁をいただきましたので、その部分は大変期待をしておりますけれども、それとは別に、例えば全国的に名の通ったファストフード店を誘致する計画、定員割れが続く益田清風高校を何とかするための取組、これから整備される飛騨川公園で市民スポーツ大会を開催する計画、あるいは下呂温泉観光協会と共に推し進めておられるE-DMOに絡めて、さらなる観光メニューの掘り起こしや二次交通網の整備、対応スタッフの強化育成といった、何とか地域を元気にしていこうとする積極的な施策がどんどん新規事業として上がってくることを強く強く期待しながら賛成討論とします。

○議長（今井政良君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

令和4年度3月定例会最終日に当たりまして、まずはこのたび退職される幹部職員の長年の御労苦に感謝するとともに、最後の予算編成となりました新年度予算、田中喜登議員に続き、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

山内市長が就任以来、災害復旧、コロナ感染症対策、そして追い打ちをかけたロシアのウクライナ侵攻による物価高騰など、市民に取り大変厳しい状況が続く中、山内市政4年目の予算が上程されております。

昨年から積み上げてこられた新年度予算は、合併後過去5番目となる大型予算になりました。一般会計は228億9,000万、特別会計、企業会計を含めると、総額380億6,000万です。

4日間にわたる予算審議では、新規、拡充、継続事業と新たな説明方法に、簡潔明瞭でよく理解できるものでありました。事に当たられました職員の皆様に改めて感謝を申し上げます。

自主財源比率31.6%のうち、市税は地価下落等により固定資産税は微減となりましたが、雇用、所得の回復基調により、個人市民税は増額になるとしています。

また、交流人口の増加により、たばこ税、入湯税は増額となりましたが、下呂市は今後も地方交付税など依存財源に頼る構図には変わりありません。

人口減少により、今後も税収の減少が予想され、今後地価にも注視していかなければなりません。

今後、下呂市は税収不足を市長のトップセールスによる有利な国・県の補助金の獲得や、ふるさと納税のさらなる推進により、税外収入を増やす取組が必要であります。それには、下呂市の

関係人口を増やす施策が必要であり、例えば下呂市ふるさと観光大使の制度を見直して、税収アップにつながるような、実のあるしたたかな仕組みにする必要があります。

さて、国難とも言われる人口減は、下呂市ではさらに深刻です。県下21市の人口減少率は飛騨市に次ぐ2.2%、県下ワースト2位となっております。

歯止めをかける人口減対策、少子化対策として、子育て支援の充実を図られております。新年度からは、医療費助成は高校生まで拡充され、また児童館、子育て、教育支援など、複合的な拠点施設や大型遊具を併設する公園整備も始まります。

子育ての環境整備は、重要な少子化対策であるとは承知はしておりますが、しかし、あくまでも子育て支援でしかありません。結婚の奨励こそが真の少子化対策ではないでしょうか。

新年度、結婚支援事業が拡充されました。未婚化、晩婚化が進む中で、結婚を願っている方への支援は重要です。結婚新生活支援事業は周知不足により減額されましたが、この重要な2つの事業と子育て支援、さらには医師招聘事業、産婦人科の充実とともに、最重要政策として今後も取り組んでいただきたいと願っております。

昨年、下呂温泉の中心に、情報の発信、周遊の拠点として湯めぐり館が本格運用され、新年度よりイベント広場がオープンします。

一方で、市内の若い方が起業して、まちの活性化に取り組まれようとしております。こういう方々が活躍できる場所として、マルシェやキッチンカーなどが営業できるような条件整備を進めていただきたい。観光客と市民が交流できるように付加価値を高めていただきたいと願っております。

また、下呂温泉観光協会の取り組まれるDMOによるプロモーションは、全国から高い評価を受けてみえます。今後、観光行政に期待することは、飛騨というブランドを大事にした地域連携DMOに取り組み、地域滞在型の観光地を目指していただきたいと思っています。

旅とは、ただ温泉に入るだけではありません。自治体の枠は関係ありません。その地域に魅力があるから人が訪れます。下呂市に泊まったお客さんがその前後にどんな動きをしているのかといった動態データがあれば、そのデータから新たなニーズをつかむことができます。

さて、昨年に続き、新年度も組織の改編が行われます。

環境水道部を環境部と上下水道部に独立させ、それぞれ専門性を持たせるものであります。今後環境部では、脱炭素に向けリサイクル、ごみの減量化や不燃物の出し方、上下水道部では料金の改定等の見直しが予定されております。

市民の御理解と御協力がなければ達成することはできない、市民の生活には大きな問題、大きな課題です。市民への戸惑いや不安のない丁寧な周知が必要になりますが、広報「げろ」、ホームページなどで市民に伝えるのではなく、市民に伝わる方法に取り組んでください。伝えるのではなく、伝わる広報に取り組んでいただきたいと思います。

林業においては、森林環境譲与税を効率的に配分しながら、横断的に事業化されました。新規の県単林道改良事業をはじめ、多くの継続事業、総額5億7,400万円が事業化されました。5年

前の令和元年の予算が2億1,600万ですから、実に2.6倍の予算額となっております。

令和6年度より、さらに環境税が徴税されます。今こそ、国・県、そして下呂市が連携してできる大きなチャンスであると考えます。市内には手入れ不十分な市有林が多く存在します。こうした現状を踏まえ、4月より下呂市森林づくり基本計画の運用がスタートいたします。根差した柔軟な地域的な事業化を心より願っております。

DXの推進、次世代に向けた投資、スマートポスト、スマート物流、多文化共生事業も新しい行政の課題として下呂市は先行投資をされております。人口減、働き手不足の現状から、理にかなった施策であると評価いたします。

さて、ロシア・ウクライナ侵攻による市民生活への影響はまだまだ続くものと思います。相談窓口の拡充や、長期化を視野に入れ、国・県の動向を注視して、予備費の増額や財調の取崩しなど、即応できる体制を考慮していただきたいと思います。

高齢者福祉、いわゆる2025年問題については、深刻な問題であります。介護人材の確保のため、大なたを振って対処していただきたい。

危機管理についてはここでは詳細に申し上げませんが、監査委員より指摘された事項が多々あります。守れないルールならルールを変えなければなりません。一考ください。

最後になりますが、前年度対比、歳入では市債、基金取崩し、歳出では公債費、いずれも減額となりました。厳しい財政運営とはいえ、将来を見据えた堅実な予算編成であると評価し、賛成討論といたします。

最後に、令和5年度が穏やかな1年であることを願っております。

○議長（今井政良君）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第46号 令和5年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第53号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 令和5年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第55号 令和5年度下呂市下水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第55号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第56号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第56号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第57号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第57号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎同第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第46、同第2号 下呂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

同第2号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第2号、議案書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

下呂市教育委員会教育長の任命について。

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。氏名、中村好一、年齢、61歳。住所は記載のとおりです。令和5年3月24日提出。

提案理由でございます。下呂市教育委員会教育長 細田芳充氏が、令和5年3月31日をもって辞職することに伴い、新たに教育長を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（今井政良君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第2号 下呂市教育委員会教育長の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第2号については、同意することに決定いたしました。

◎議第58号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第47、議第58号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議第58号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第58号の令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして、3月に入り、新年度のワクチン接種の内容が国から示されましたことから、下呂市における接種を確実に実施していくために補正予算を計上するものであります。

高齢者や基礎疾患を有する方などに対する接種については、年2回の接種を実施する体制が必要となり、1回目の接種を5月8日から開始できるよう準備を進めるため、速やかな予算措置が必要であることから、この3月定例会で補正予算（第1号）として提案させていただくものであります。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今井政良君）

次に、議第58号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第58号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,054万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも229億5,054万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年3月24日提出。

補正内容は、事項別明細書にて説明いたしますので、6ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金3,104万6,000円の増額と、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金2,943万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種の経費に対する国庫支出金で、全額国庫対象として計上しています。

その下、21款諸収入の衛生雑入6万7,000円の増額は、下呂市に住所がない方が市内で接種を受けた場合の、当該住所地の自治体の負担分です。

7ページを御覧ください。

歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、感染症緊急対策事業は6,054万6,000円の増額で、高齢者や基礎疾患を有する方などへの年2回の接種に対し、年間を通して必要な経費や、5月8日から8月にかけて実施する1回目の接種に対する経費を計上したものです。

主なものとして、会計年度任用職員の報酬414万1,000円、職員の時間外勤務手当511万2,000円、医師・看護師などへの謝礼554万4,000円や、ワクチン接種やコールセンター業務などの委託料3,643万4,000円などを計上しています。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井政良君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

今、説明いただきました6万7,000円の負担金ですがけれども、誰が誰に対して負担するというか、まず詳細といいますか、何名分を想定しているのか、それだけ。

○議長（今井政良君）

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

負担金につきましては、集団接種や個別接種を行うための接種に係る負担金となっております。

て、接種をする医師会の先生方や看護師の方々に支払うものや……。

申し訳ございません。

雑入の6万7,000円、こちらにつきましては、今まで住所外で打たれた方の人数を勘案しまして、打っております。また、個人、一人一人打った日にちですとか、時間外ですと少し加算がつかますので、そういったものを加味して打っているところがございます。

人数につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（今井政良君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第58号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第58号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第1号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第58号については、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井政良君）

日程第48、委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日

程第49、委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例について、以上2件を一括議題といたします。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤厳悟君。

○議会運営委員長（伊藤厳悟君）

ただいま日程第48及び日程第49をもちまして上程されました委員会提出議案について、議会運営委員会委員長 伊藤厳悟が趣旨説明をさせていただきます。

最初に、委員会提出議案の1ページを御覧いただきたいと思えます。

委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月24日提出。
下呂市議会議会運営委員会委員長 伊藤厳悟。

提案理由。令和5年度の行政組織再編に伴い、議会常任委員会の所管について、新たな組織名に変更を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例要綱について説明をいたしますので、5ページを御覧願います。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。こちらは今ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)産業経済常任委員会が審査を行う所管の部名を改めます。具体的には、環境水道部を環境部と上下水道部に改めるものです。第2条関係でございます。

(2)この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

続きまして、委員会提出議案の7ページを御覧願います。

委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例について。

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり定める。令和5年3月24日提出。
下呂市議会議会運営委員会委員長 伊藤厳悟。

提案理由です。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、個人情報保護制度の全国的な共通ルールが整備されました。

議会は同法律の適用外となるため、下呂市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会の事務の円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、この条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、条例要綱にて説明いたしますので、31ページを御覧願います。

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例要綱。

1. 制定理由。こちらは今ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)この条例の目的について定めます。第1条関係でございます。

(2)個人情報等の取扱いについて定めます。第4条から第16条関係でございます。

(3)個人情報ファイル簿等について定めます。第17条、第18条関係でございます。

(4)開示、訂正及び利用停止について定めます。第19条から第47条関係でございます。

(5)雑則について定めます。第48条から第53条でございます。

(6)罰則について定めます。第54条から第58条関係でございます。

(7)開示請求に関わる手数料は無料といたします。第31条関係でございます。

(8)この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

以上が提出議案の概要でございます。詳細につきましては、配付させていただいております議案書のとおりであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（今井政良君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

委員会提出議案第1号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、委員会提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、委員会提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（今井政良君）

日程第50、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（今井政良君）

日程第51、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、3月末をもって退職されます細田教育長に御挨拶をいただきたいと思います。

教育長。

○教育長（細田芳充君）

ただいまは議長をはじめ皆様方の御配慮により、挨拶の時間を頂戴いたしました。

貴重な時間の中、大変ありがとうございます。一言、御礼の言葉を述べさせていただきます。

私こと3月末日をもって、教育長職を退任させていただきます。4年間お世話になりました。

4年間の大半は、コロナとともにある教育でございました。これからの予測困難な社会を象徴する序章のような日々でございました。そんな中、常に前を向いて、懸命に頑張ってくれる子供たちや、彼らの学びを決して止めることのなかった学校、教職員。そしていつも子供たちを温かく見守り、声をかけ、心を向け、御支援をいただいた家庭や地域の皆様方。実に多くの皆様方のお力添えにより乗り越えてこられたなど、教育を進めてこられたなどというふうに感じております。本当にありがたく思っております。

地域ぐるみで子育てに関わってくださる下呂市の風土、ふるさとの風を感じながら、心通う教育、これが下呂市の誇りだと強く感じ、この4年間大切にさせていただきました。

その間、議会議員の皆様方、そして市長をはじめ市当局の皆様方には、たくさんの御意見を頂戴し、多くの御理解、御指導を賜りましたこと、ここに改めて深く感謝し、御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。皆様方から御指導いただいたことを確実に引継ぎをさせていただくことをお約束いたします。

今後とも引き続き、教育行政に対しまして御指導御鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のますますの御健勝と、そして下呂市の子供たちが引き続き生き生きと輝く姿をたくさん見せてくれることを願って、御礼の言葉とさせていただきます。

4年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（今井政良君）

ここで、市長より発言の申出がありましたので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

令和5年第2回の下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年度の当初予算をはじめ、今回提案させていただきました全議案を可決、御承認いただきまして、誠にありがとうございました。深く御礼を申し上げます。

令和5年度の市政運営につきましては、会期中皆様方からいただいた御意見や御提言を今後の市政にしっかりと反映をさせながら、市民が幸せで幸福感が高いまち、自然豊かで安全・安心かつ魅力あふれるまちを目指して、引き続き努力をまいります。

最後になりますが、今年は春の訪れも早いという予報もあり、一日も早くコロナ感染症の世界的大流行が終息し、市民が待ち望んだわくわくするような明るい年となりますよう祈念するとともに、市民の皆様、議員各位の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今井政良君）

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和5年第2回下呂市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月24日

議 長 今 井 政 良

署名議員 8番 田 中 副 武

署名議員 10番 伊 藤 巖 悟